

平成22年度 第1回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会
—— 議 事 要 旨 ——

1 日 時 平成22年9月3日(金) 14:00~15:45

2 場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

3 出席者

〔委員〕 犬塚委員長、石原委員、林委員、松波委員

〔専門委員〕 (県立病院関係) 金山専門委員、小林専門委員

(県立看護大学関係) 片桐専門委員、橋本専門委員

〔法人〕 (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 渡辺理事長、清生副理事長兼事務局長

(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、岩田副理事長兼事務局長

(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、宇野理事兼事務局長

(公立大学法人岐阜県立看護大学) 小西理事長、佐藤理事兼事務局長

〔設立団体〕 (岐阜県) 近田健康福祉部長、平山健康福祉部次長、今村医療整備課長、青木県立病院・看護大学法人企画監、塚本県立病院・看護大学法人担当課長補佐 他

4 議 題 (審議事項)

【県立病院・看護大学共通】

〔議題1〕 地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

〔議題2〕 地方独立行政法人における利益及び損失の処理について

5 議事要旨

○健康福祉部長あいさつ

○委員長あいさつ

県立病院・看護大学共通議事

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

〔報告事項(1)〕 平成22年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センター年度計画について

○渡辺理事長から、法人の年度計画及び現在までの進捗状況等について説明。〔報告資料ア〕

〔報告事項(2)〕 平成22年度地方独立行政法人岐阜県立多治見病院年度計画について

○原田理事長から、法人の年度計画及び現在までの進捗状況等について説明。〔報告資料イ〕

〔報告事項(3)〕 平成22年度地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院年度計画について

○山森理事長から、法人の年度計画及び現在までの進捗状況等について説明。〔報告資料ウ〕

〔報告事項(4)〕 平成22年度地方独立行政法人岐阜県立看護大学年度計画について

○小西理事長及び佐藤理事兼事務局長から、法人の年度計画及び現在までの進捗状況等について説明。

〔報告資料エ〕

○委員・専門委員からの意見・質疑

ア. 地方独立行政法人岐阜県総合医療センターについて

【松波委員】

- ・ 県の中核病院であり、医師不足の病院への人材派遣も重要。ただ、東海中央病院へ小児科医が応援に行っているが、同病院は市民病院的な性格が強く、地元各務原市医師会の先生方もおられるはず。このような派遣が頻繁に行われると、色々な病院から派遣依頼があり、収拾がつかなくなるのではないかと。市医師会とは話し合ったのか。

⇒ **【渡辺理事長】**

- ・ 東海中央病院は、現に医師確保が難しい状況にあり、院長からの要請もあったので当院からの派遣が必要。あくまで臨時的な派遣であり、距離が近くすぐに戻れることもあり、当院の負担は大きくない。市医師会も了解していることである。

イ. 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院について

【松波委員】

- ・ 多治見市民病院との連携は、今後どのようにタイアップ、または競合して行くのか。経営的な問題もあるが。

⇒ **【原田理事長】**

- ・ 市民病院の建設計画は聞いているが、実際に必要な医師が集まって計画どおりにやれるのか、お互い分からない。当院も、精神科病棟を整備したがまだ動いていない。同じように市民病院も計画どおりの規模、内容で2年後にオープンできるとは限らず、不確定な状況であるため難しい。今やっている医療を粛々と行っている状態である。

【松波委員】

- ・ 同じ地域にあるため、業務分担し、互いに協力し合うという姿勢が重要。共倒れしないようにしないといけない。十分に話し合いをされてはどうか。

⇒ **【原田理事長】**

- ・ そういった話は各方面からいただいている。お互い協力して努力して行きたい。

ウ. 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院について

【橋本専門委員】

- ・ 今後の医師確保についてどのように考えているか。

⇒ **【山森理事長】**

- ・ 飛騨地域に限らず、へき地の病院で勤務する医師が増えるためには、現実的には、岐阜大学医学部地域枠卒業者の県内定着化など、県が現在進めている施策の効果が現れるのを待つ以外ないのではと考えている。個別に当たってみても、飛騨地域まで来てくれる医師を探すのは大変困難だと感じている。

エ. 公立大学法人岐阜県立看護大学について

【石原委員】

- ・ 学生生活実態調査の結果に基づく諸対策とは具体的にどのようなことか。

⇒ **【小西理事長】**

- ・ 例えば試験結果の公示方法や図書館の利用方法など、学生が勉学や実習をするに当たって何か問題がないかを調査し、その結果を改善に繋げて行く。

【議題1】 地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料1、2、2-2 ~ 2-7]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【林委員】

- ・ 財務諸表等について、各法人の監事の方で、適正意見の表明はするのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 各法人に公認会計士である監事があり、財務諸表については監事の意見をもらうことになる。

【林委員】

- ・ 監査報告書に監事の意見が付された上で、当評価委員会では何を審議するのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ スケジュール（資料2-4）にもあるように、法人からは、財務諸表等とは別に、業務実績報告書（年度計画の達成状況）が併せて提出される。業務実績報告書に法人の自己評価を付けたものをもとに評価していただく。財務諸表というより業務の実績を評価すると考えてほしい。

【犬塚委員長】

- ・ 各年度の評価と中期目標期間全体の評価の両方を行うということは、2年目以降は当該年度と通したものの両面から評価することになるのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 先行団体の評価調書を見ると、1年目の評価の右側に2年目の評価が出ているものがある。様式については次回検討していただくが、前年度までの累積での達成状況も見ながら評価していただくことになると考えている。

【犬塚委員長】

- ・ 評価の結果は、出たところで法人へフィードバックして確認するのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 評価についてはまず原案を評価委員会で作成し、いったん各法人へフィードバックして意見を聴き、最終的には評価委員会で確定する。

【犬塚委員長】

- ・ 評価が悪ければ悪いなりに法人の言い分などもよく聴くということか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ そのとおり。法人からの意見も踏まえて評価していただきたい。

【犬塚委員長】

- ・ 国立大学でもそうだが、法人が評価のために費やすエネルギーは相当なものがある。「評価のための評価」を避けるということも書いてあるが、実際やってみると、色々大変なところも出てくると思う。旧県立病院、旧県立大学ということで、事務的に困難なところは、その都度密接にコミュニケーションを取って進めて行けるということでしょうか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 県としても初めてのことなので、そのあたりは一緒に進めていきたい。

【橋本専門委員】

- ・ 病院と大学で中期目標期間評価の時期がずれているが、ずっとずれて行く形になるのか。どこかで修正をするのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 大学認証評価と評価委員会評価は法制度が異なるため、基本的にはそれぞれが有効なもの

して進んで行く。大学認証評価は7年以内とされ、法人の中期目標は6年なので、どうしても1年ずれる。看護大学からは、認証評価は別で行いたいとの意向を聴いているが、それでよいのか。

⇒【小西理事長】

- ・ 平成22年度の認証評価を受けるため、大学基準協会には平成21年度の結果を提出しており、現在、質問事項に対する回答を作成中である。つまり、法人化される前の結果について認証評価を受けるわけだが、それでいいのかどうか。当評価委員会からは法人化後の実績について評価を受け、大学基準協会からはそれ以前について審査を受けることになるが。

⇒【塚本課長補佐】

- ・ 他団体の状況を確認したところ、大学の認証評価と中期目標の評価期間をあえて合わせているところは今のところない。ただ、大学において検討の上で、大学認証評価と評価委員会評価の時期を合わせるという考えであれば、それも可能である。

【犬塚委員長】

- ・ 「評価結果の活用」とは具体的にどういうことか。例えば評価が良ければボーナスポイント、悪ければペナルティといったこともあるのか。

⇒【塚本課長補佐】

- ・ そのあたりの具体的な手法についてはまだ先行事例もなく、我々も勉強中であるが、評価の結果を踏まえて、次期の中期目標、中期計画に反映させて行くことになる。また、病院と大学とで異なる部分はあるが、次期の中期目標期間への利益の繰越しについても評価委員会で承認していただくことになるが、その際には、中期目標、中期計画の達成状況も踏まえて、次期へ繰り越すかどうかの意見について判断をしていただくことになる。

○「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」の決定

【犬塚委員長】

- ・ 当委員会として、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」を決定したい。原案のとおり決定することに異議はないか。
(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

【議題2】 地方独立行政法人における利益及び損失の処理について

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料3、3-2、3-3]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【犬塚委員長】

- ・ 中期目標期間中は、毎年度生じた利益を次年度へ繰り越すことができるが、中期目標期間が終わったところでいったんゼロにするということか。

⇒【塚本課長補佐】

- ・ 毎年度の利益は積立金という形で整理をし、最終年度のときには改めてご意見をいただき、承認いただけるのであれば次期中期目標期間へ繰り越すことができる。中期目標期間中はそのまま。

【犬塚委員長】

- ・ 損失が出たときはどうするのか。

⇒【塚本課長補佐】

- ・ それまでに積み立ててあったものから補填する。

【犬塚委員長】

- ・ それまでに積立金がない場合は。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 状況、タイミングによって処理は異なってくるが、積立金で足りなければ累積損失として会計処理をし、次期以降で残余が生じればそれで損失を補填することになる。

【松波委員】

- ・ 利益が出た場合については書いてあるが、損失のことについて書いていない。毎年赤字が続いた場合、誰が責任を取るのか。余剰金が出ない場合はどうするのか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 病院の過去の決算状況を見ると、平成元年から平成5～6年頃までの間は、確かに3病院は赤字決算が続き、累積損失が積み重なる形となっていた。しかし、その後、経営努力により平成6～7年頃以降、黒字決算が続き、累積損失も解消し、内部留保も積み重ねることができた。平成17～18年以降は再び赤字決算となつてはいるが、それまでの内部留保により補填ができています。近年は単年度ベースでは赤字ではあるが、長期スパンで見ると補填はできている。今後仮に赤字が溜まって行くような状況であれば、法律上は、中期目標期間ごとに、次期に利益を繰り越すかどうかという判断の他に、設立団体である県として事業の継続・組織のあり方を含めて検討し、所要の措置を講ずることとなっている。

【片桐専門委員】

- ・ 看護大学の場合は、赤字が出たら運営費交付金を多く出せば赤字がなくなるのではないかと。運営費交付金の額に確定的なものがあるわけではないから。

⇒ 【平山次長】

- ・ 看護大学は病院と異なり、毎年の授業料による収入は一定。それ以外の部分を賄うための運営費交付金は、人件費等の費用と収支均衡するように算定するため、収支が悪化して困ったことになるといったことは考えられない。

【松波委員】

- ・ 病院の場合は。

⇒ 【平山次長】

- ・ 県立病院の時代も県が設置者として責任を持って運営してきた。ここで仮に経営が成り立たないということがあれば、病院の存続も含めて検討するか、あるいは、他団体で行われているように、民間の経営主体による効率的な経営を行うために指定管理を導入するか、この二つに一つになってくると思う。法人になっても実質的な設置者は県であるため、一時的な赤字決算が数年続いても、それまでの積み立てでしのいで、その間に経営状況が悪化して行くようであれば、この評価委員会においても今後の運営方法や存続を含めて考えていかなければならないということになる。法人化前後において、この根本的な部分が大きく変わることはない。

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料4、4-2 ~ 4-4]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【石原委員】

- ・ 定員があつて授業料、入学金もすべて決まっているのに、さらに経営努力によってプラスが出るとはどういうことか。

⇒ 【塚本課長補佐】

- ・ 定員80人分ということで授業料、入学金は決まっているが、例えば入学検定料はPRや活動次第で応募者数を増やすことができる。

【橋本専門委員】

- ・ 平成22年度の見込みの数値で固定するという点について、大学としてはこれでいいのか。法人化1年目を基準として固定されるのか。過去何年間かの平均値で行くことも考えられるが。
- ⇒ **【看護大・佐藤理事兼事務局長】**
- ・ 平成22年度の見込み額自体は、過去の平均をもとにして算出されている。

○「公立大学法人の利益処分に係る知事の承認について」の確認

【犬塚委員長】

- ・ 当委員会として、資料4「公立大学法人の利益処分に係る知事の承認について」のとおりの方で進めることに異議はないか。
- (委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

○(全体を通して) 委員・専門委員からの意見・質疑

【片桐専門委員】

- ・ 資料2-7で、財務諸表は事業年度終了後3か月以内に知事に提出して承認を得なければならないと書かれている。決算は4月に出ているが、評価委員会の開催は7~8月となっている。開催のタイミングはこれでいいのか。

⇒ **【青木企画監】**

- ・ 財務諸表は6月末までに法人から提出いただき、7月以降、評価委員会の意見をお聴きする。知事の承認は評価委員会が終わってから。法律により、知事の承認は評価委員会の意見を聴いてからとされている。

【片桐専門委員】

- ・ 評価委員の意見を聴いてから知事の承認を得るのに、7月以降に評価委員会を開催してよいのか。

⇒ **【青木企画監】**

- ・ 「承認」を3か月以内にしなければならないということではなく、6月までに法人から「提出」されれば、7月以降の評価委員会に示して、委員会の意見を聴いてから知事が承認をすることになる。

【片桐専門委員】

- ・ 決算が終わってから情報を公開するまでの期間が長すぎると感じるが。

⇒ **【塚本課長補佐】**

- ・ 期間として長いかもしれないが、他の先行団体でも、7月に評価委員会を開催して意見を聴き、9月の議会に報告するという取扱いで一致している。

○連絡事項等

以上